



JASDAQ

平成28年7月12日

各位

会社名 大井電気株式会社
代表者名 取締役社長 石田 甲
(コード番号 6822)
問合せ先 取締役経営管理本部長
田中 繁寛
045-433-1361

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成27年5月19日より公正取引委員会の検査を受けておりました「東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者らに対する件」に関しまして、平成28年7月12日に同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

東京電力株式会社が競争見積もり等の方法により発注する電力保安通信用機器に関し、独占禁止法3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、該当行為を取りやめていることを確認すること、当該取引に関して自主的な受注活動を行うこと、これらを自社従業員に周知徹底することなどの措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 1億1781万円
納付期限 : 平成29年2月13日

3. 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

当社は、このような違反行為がありましたことを厳粛に受け止め、経営トップメッセージ、営業職向けの教育・研修等による従業員の遵法意識の強化、同業他社との接触ルールの整備を含む営業業務ルールの明確化・再徹底など再発防止に向けた体制の一層の強化に努めております。

4. 業績への影響

上記課徴金相当額につきましては、平成28年3月期連結決算において独占禁止法違反の疑いによる公正取引委員会立入検査の件に関連して想定される損失リスクを特別損失として計上しており、本年度の業績への影響はございません。

以上